

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

まち・ひと・しごと創生法案（閣法第1号）

（衆議院 26.11.6可決 参議院 11.7地方創生に関する特別委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

- 1 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る。
- 2 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図る。
- 3 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る。
- 4 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る。
- 5 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図る。
- 6 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る。
- 7 国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

二、国、地方公共団体の責務

- 1 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、当該区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、まち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努め、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

三、事業者、国民の努力

事業者及び国民に対し、まち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努力義務を課す。

四、まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向等について定めるものとする。
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、六の2の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

五、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 1の計画は、おおむね、当該区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向等について定める。

六、まち・ひと・しごと創生本部

- 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと等をつかさどる。
- 3 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備する。

七、施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、四から六までの規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 26.11.6可決 参議院 11.7地方創生に関する特別委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな措置の提案

地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができる。

二、地域再生計画の記載事項の追加等

- 1 地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。
 - イ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に関する事項
 - ロ 構造改革特別区域法に規定する特定事業（同法に規定する構造改革特別区域計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
 - ハ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する事業及び措置（同法に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
 - ニ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する事業環境の整備の事業（同法に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項
- 2 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業等に係る補助金の交付その他の支援措置の内容等の確認を求めることができる。

三、都市再生整備計画等の提出

地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて都市再生整備計画

等を提出することができる。

四、認定地域再生計画に関する調整等

- 1 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
- 2 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

五、地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

二の1のイの事業が記載された地域再生計画の認定を受けた市町村は、協議会での協議を経て、地域農林水産業振興施設の整備に関する計画を作成することができることとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地の転用の許可等の特例措置を講ずる。

六、構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

二の1のロ、ハ又はニの事業等が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業等に係る構造改革特別区域計画等の認定等があったものとみなす。

七、職員の派遣の要請又はあつせん

地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

八、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後1年以内に、必要な措置を講ずる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするものである。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 26.11.13可決 参議院 11.17経済産業委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等

の措置を講じようとするものである。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 10環境委員会付託 11. 19本会議可決）

【要旨】

福島県においては、放射性物質に汚染された大量の土壌や廃棄物が発生し、直ちに最終処分することは困難であることから、これを安全に集中的に貯蔵・管理する中間貯蔵施設が不可欠であり、国の責任において、この中間貯蔵施設を整備し、管理運営を行うこととしている。

本法律案は、今後、中間貯蔵施設への搬入を開始するに当たって、地元の申入事項等に応えつつ、中間貯蔵を確実かつ適正に実施するため、法律において中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を明記するとともに、専門性を有し、国と一体となって事業を支援する組織が、中間貯蔵に係る事業を行えるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。
- 二、国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとし、特に、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。
- 三、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）の事業に、国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと、並びに福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと等を追加する。
- 四、政府は、会社が中間貯蔵に係る事業又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 五、その他の措置として、政府の追加出資、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（26. 11. 18環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。
また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。
- 二、中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一、事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 三、中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。また、国が土地を買い取る場合でも住民票を残せるようにするなど、各地権者の希望に沿った柔軟な対応に努めること。
- 四、中間貯蔵施設の供用開始については、福島県及び県内市町村等の意向に配慮しつつ早期に実現

できるよう努め、福島県内に多数設置されている除去土壌の仮置場等の早期解消を図ること。また、その際には仮置場等に万が一にも除去土壌が流出、残留することのないよう細心の注意を払うこと。

五、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとすること。

六、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。

七、中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

八、中間貯蔵施設の設置予定地周辺の住民を中心として、放射性物質による環境汚染や風評被害が懸念されていることに鑑み、除去土壌等の保管に際しては万全な安全管理と確実なモニタリングを行うとともに、徹底した情報公開の下で住民の不安を取り除くための説明を継続して実施すること。

九、中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、その適正な執行と透明性の確保に十分留意し、国民の理解を得よう努めるとともに、地域の実情に配慮し、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。

十、本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の進捗に影響を及ぼすことなく、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、放射性物質に係る専門的人材を確保するなど、同社の体制強化を速やかに行うこと。

十一、中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 5内閣委員会付託 11. 12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成26年8月7日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに地域手当の級地の区分及び支給割合並びに広域異動手当の支給割合の改定を行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げ、再任用職員について単身赴任手当を支給することとし、あわせて、寒冷地手当の支給地域の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 平成26年度の給与改定

ア 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について引き上げる。

イ 勤勉手当の支給割合を年間0.15月分引き上げる。

ウ 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を引き上げる。

- エ 初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額を限度額を引き上げる。
 - 2 給与制度の総合的見直し
 - ア 医療職俸給表（一）を除く全ての俸給表の俸給月額を初任給に係る号俸等を除いて引き下げる。
 - イ 地域手当の級地区分及び支給割合を見直す。
 - ウ 広域異動手当の支給割合を引き上げる。
 - エ 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を引き上げる。
 - オ 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給する。
 - カ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を引き下げる。
 - キ 55歳を超える特定職員の俸給月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とする。
 - 3 再任用職員に単身赴任手当を支給する。
- 二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正
寒冷地手当の支給地域を見直す。
- 三、施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の2及び3並びに二は平成27年4月1日から施行し、一の1ア、ウ及びエは平成26年4月1日から適用する。
 - 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。
- 二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。
- 三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。
- 四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。
- 六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国务大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。
- 七 ICT（情報通信技術）の活用などの業務改革を推進し、定員の合理化に強力に取り組みつつ、人的資源の効果的な配分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に努めること。
右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 26.11.4可決 参議院 11.5内閣委員会付託 11.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとする

るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成26年度の給与改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、給与制度の総合的見直し

- 1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。
- 2 常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は平成27年4月1日から施行し、一の1は平成26年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 26.11.4可決 参議院 11.5内閣委員会付託 11.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、退職手当の調整額の改定等

- 1 第1号区分から第10号区分までの調整月額を引き上げる。
- 2 第10号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給する。
- 3 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者等について、退職手当の基本額に乗ずる率を引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 26.11.11可決 参議院 11.17法務委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成26年度の官民較差等に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた俸給表の水準の引上げ）に伴い、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定

一般の政府職員の給与制度の総合的見直し（地域の民間給与水準を踏まえた俸給表の水準の引下げと地域手当の支給割合の見直し等）に伴い、平成27年度以降の裁判官の報酬月額を引き下げ

る。

三 施行期日等

一は公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二は、平成27年4月1日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.17法務委員会付託 11.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成26年度の官民較差等に基づく俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた俸給表の水準の引上げ）に伴い、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる検察官の俸給月額を引き上げる。

二 政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定

一般の政府職員の給与制度の総合的見直し（地域の民間給与水準を踏まえた俸給表の水準の引下げと地域手当の支給割合の見直し等）に伴い、平成27年度以降の検察官の俸給月額を引き下げる。

三 施行期日等

一は公布の日から施行し、一による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二は、平成27年4月1日から施行する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 26.10.31可決 参議院 11.5財政金融委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、関税制度について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オーストラリア産牛肉に係る特別セーフガード措置の導入

オーストラリア産牛肉の輸入数量が一定の数量を超えた場合に、適用される税率を協定により引き下げられた税率から現行税率に戻す特別セーフガード措置に係る規定等を設ける。

二、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う措置の導入

飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をするオーストラリア産麦について、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保するための制度に係る規定等を設ける。

三、原産品であることの確認手続の整備

輸入者等が自ら輸入貨物の原産性を申告する制度（自己申告制度）の導入に伴い、税関が当該輸入貨物がオーストラリアの原産品であることを確認するための手続に係る規定等を設ける。

四、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(26.11.11財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦については、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保する必要があることから、製造工場に対する税関長の承認要件を明確化するとともに、製造等に係る検査を適切に行うよう努めること。

一 輸入者等が自ら貨物の原産性を申告する自己申告制度を初めて導入するに当たっては、税関において、原産性確認手続を適正に行う体制を整備し、手続業務の効率的な運用に努めるとともに、

貿易関係者等への制度の丁寧な周知を図ること。また、豪州税関当局から貨物の原産性の事後確認に資する情報の提供を求められた場合には、輸出者等の営業秘密の保護等に配慮して対応すること。

- 一 外国子会社合算税制については、英国ロイズマーケットにおける日本の損害保険会社の再保険業務等への影響にも配慮し、OECDにおける「税源浸食と利益移転（BEP S）」プロジェクトの取組を踏まえ、必要な検討を行うこと。
右決議する。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 26.10.31可決 参議院 11.5財政金融委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適かつ確実にを行うための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オーストラリア税関当局に対する情報提供

- 1 申告原産品に関し、オーストラリア税関当局から協定に基づく我が国の原産品（以下「特定原産品」という。）であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められた場合に、当該情報に関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれておりその関係者の同意がない場合等を除き、財務大臣がその求めに応じる。
- 2 財務大臣は、オーストラリア税関当局からの情報の提供の求めに応じようとするとき、又は求めに応じないこととするときは、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

二、特定原産品申告書等を作成した者の書類の保存

特定原産品申告書等を作成した者が、輸出された物品が特定原産品であることを明らかにするための書類を5年間保存しなければならない。

三、税関職員による質問検査等

税関職員が、必要な限度において、特定原産品申告書等を作成した者等に対し、資料の提出の求めや質問検査をすることができる。

四、虚偽の特定原産品申告書等を交付した者等に対する罰則

虚偽の記載をした特定原産品申告書等を交付した者、及び税関職員による質問検査を正当な理由がなく忌避した者等を罰金に処する。

五、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(26.11.11財政金融委員会議決)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）と同一内容の附帯決議が行われている。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.19外交防衛委員会付託 11.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成26年度の官民較差に基づく改定

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 2 営外手当の月額を6,350円に引き上げる。

- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の170に引き上げる。
- 二、平成27年度の給与制度の総合的見直しによる改定
- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
 - 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の155とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については平成27年4月1日から施行する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第14号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づく防衛力整備を確実に実施するため、長期契約を導入することにより装備品や役務の調達コストの縮減と安定的な調達を実現することを目的とするものである。主な内容は、国庫債務負担行為の年限の上限を10か年度に延長すること(財政法上は最長で5か年度)、対象となる装備品等は財務大臣と協議の上、防衛大臣が決定すること、時限立法(中期防衛力整備計画の期末である平成30年度まで)とすること並びに長期契約の概要及び縮減額を公表することである。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 26. 11. 6可決 参議院 11. 12内閣委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

- 1 特定事業者(司法書士等を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び2に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならない。
- 2 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

二、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

特定事業者(業として為替取引を行うものに限る。)は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならない。

三、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充

特定事業者が講ずるよう努めなければならない措置として、次に掲げる措置を追加する。

- 1 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- 2 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
- 3 その他一の2に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主

務省令で定める措置

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2については、公布の日から施行する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(閣法第16号)

(衆議院 26.11.6可決 参議院 11.12内閣委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際連合安全保障理事会決議第1,267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 公告及び指定

一 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第1,267号、同決議第1,333号その他の政令で定める同決議(第四の二において「第1,267号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが同決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、その者の氏名又は名称その他の事項を公告するものとする。

二 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の1及び2のいずれにも該当する者を、国際連合安全保障理事会決議第1,373号(以下「第1,373号決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、3年を超えない範囲内で期間を定めて指定し、その氏名又は名称その他の事項を公告するものとする。

1 外国為替及び外国貿易法第16条第1項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者又は非居住者等であるとしたならば、同項の規定により許可を受ける義務を課せられることとなる者

2 次のいずれかに該当する者

イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等

ロ 財産の凍結等の措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により、第1,373号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置がとられている者

三 国家公安委員会は、二による指定(以下「指定」という。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

四 国家公安委員会は、三及び行政手続法第13条第1項の規定によっては財産の隠匿その他の行為により指定後に二による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、効力を15日とする仮指定をすることができる。

第二 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

一 第一の一により公告された者又は指定(仮指定を含む。)を受けている者(以下「公告国際テロリスト」という。)は、一定の財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

二 何人も、公告国際テロリストが一の許可を受けていないときは、その者がする一の行為の相手方となつてはならない。

三 都道府県公安委員会は、公告国際テロリストに対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

四 都道府県公安委員会は、二に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

第三 その他

罰則について所要の規定を整備する。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律は、第1,267号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第1,373号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第17号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.13政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月から5月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成27年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成27年4月12日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月26日に統一する。

二、平成27年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。

三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。

四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの間とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 26.11.4可決 参議院 11.6災害対策特別委員会付託 11.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模地震、大雪等の災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること等の措置をとることを命ずることができることとする。

二 道路管理者は、一の命令の相手方が現場にいないために車両の移動等の措置を命ずることができないとき等は、自ら当該措置をとることができることとする。この場合において、道路管理者は、やむを得ない限度において車両等を破損し、土地の一時使用等を行うことができることとし、

これにより通常生ずべき損失を補償しなければならないこととする。

三 国土交通大臣は道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、車両の移動等の措置をとるべきことを指示することができることとする。

四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、車両の移動等の措置をとるべきことを要請することができることとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（26. 11. 12災害対策特別委員会議決）

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。
右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 5国土交通委員会付託 11. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県は、基礎調査の結果を公表しなければならないこととする。

二 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査が適正に行われていない場合において、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとする。

三 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を定めるものとする。

四 都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。

五 市町村長は、土砂災害に係る避難勧告等を解除しようとする場合において、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、助言を求めることができることとし、この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

六 国土交通大臣は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づく

都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

七 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (26. 11. 11国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が大きい現状を踏まえ、都道府県における基礎調査の実施目標や進捗状況を定期的に把握し公表するとともに、おおむね5年をめぐり基礎調査が完了するよう努めること。

二 基礎調査の結果の公表については、地域の住民が、自ら居住する地域の現状について容易に理解できる内容を、ホームページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやすい形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うこと。また、地域住民が相談し、助言を受けることができる体制の充実に向け必要な支援を行うこと。

三 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実にされるよう、必要な措置を講じること。

四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。

五 移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう努めること。

六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周知については、都道府県が気象庁及び市町村と連携して土砂災害の危険性に関する情報が住民等に確実に届くように行うとともに、雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十分配慮すること。

七 市町村において土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制が構築されるための必要な措置を講じること。また、防災上の配慮を要する者が利用する施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握に努め、地方公共団体において土砂災害防止施設の設置など安全対策が重点的に実施されるよう支援すること。

八 この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の育成、能力向上に努めること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第20号) (先議)

(参議院 26. 10. 27内閣委員会付託 11. 5本会議可決 衆議院 11. 21可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、練習射撃場の制度の拡充

1 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとする。

2 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行うおとすときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならない。

二、年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

1 年少射撃資格者の下限年齢の引下げ

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げる。

2 年少射撃資格の認定の失効年齢の引上げ

年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げる。

三、その他の規定の整備

災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定める。

四、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三及び二については、公布の日から施行する。

2 経過措置

東日本大震災等の災害により三の施行の前日に猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の許可の基準の特例を定める。

【附帯決議】(26.10.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 年少射撃資格者の制度の運用に際しては、危害の発生を予防する観点から、射撃指導員の育成、射撃指導員に対する監督等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二 練習射撃場における銃砲の管理及び保管について、その実情を把握し、必要があると認めるときは、練習射撃場の管理者等に対する指導その他の所要の措置を講ずること。

三 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、射撃場の整備に際し、設置者等に対し指導・助言を行うこと。

四 猟銃等の所持許可に係る事務の処理が適切に行われるよう、各都道府県警察に対し指導・助言を行うこと。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)(先議)

(参議院 26.10.29厚生労働委員会付託 11.7本会議可決 衆議院 11.14可決)

【要旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 二類感染症に中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCoRNAウイルスであるものに限る。)を追加する。

二 二類感染症である鳥インフルエンザについては、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。

三 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当

該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

四 都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に感染症の患者等に対し検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができる。

五 都道府県知事は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができる。都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができる。

六 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

七 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（26.11.6厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、感染症の患者等に対する検体採取等の勧告及び措置の実施に当たっては、患者等に対する差別や偏見につながるものがないよう十分に配慮すること。また、感染症の検体に係る個人情報の管理に当たっては、個人のプライバシー保護の観点から、地方自治体、医療機関等に対し、管理システムの維持、取扱基準の遵守の徹底等が厳格に行われるよう必要な支援を行うこと。

二、エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うBSL4施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

三、原則として各都道府県に一つ指定される第一種感染症指定医療機関がまだ九つの県において指定されていない状況に鑑み、都道府県における感染症指定医療機関の確保を支援し、感染症患者等が必要とする医療提供体制を全国的に整備すること。

四、地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。

五、二類感染症である鳥インフルエンザの範囲について、政令で血清亜型を定めることにより特定することとしたことを踏まえ、政令に規定する感染症の重篤性及び感染力等を適切に勘案するとともに、後にその評価に変更が生じた場合には、速やかにその類型について見直しの検討を開始すること。

六、エボラ出血熱等の海外における発生の状況を踏まえ、これらの感染症が国内において発生した場合に迅速かつ適切に対処することができるよう、関係機関に対し対応策の周知徹底を図るとともに、学校保健及び産業保健領域を含むあらゆる医療従事者等が研修やシミュレーションを重ねることができるよう必要な支援を行うなど、備えに万全を期すこと。特に、感染症患者等の感染症指定医療機関への搬送については、緊急時における現場の混乱回避のための事前の詳細な実施手順の作成等、その体制整備が図られるよう、必要な支援を行うこと。

七、国民に対して、日頃より、健康に重大な影響を及ぼす感染症に関する正確で分かりやすい情報をインターネット等を通じて随時広く提供したり、医療機関、介護施設、学校等での周知を図るなど、迅速かつ積極的な広報を行い、感染症に対する国民の理解を促すとともに不安の軽減に努めること。

八、国境のボーダーレス化により輸入感染症の拡大が懸念される現状に鑑み、あらゆる感染症の予防・診断・治療に当たることができる専門家を育成するため、海外研修制度の充実等の必要な措置を講ずること。

九、地球規模化する感染症問題への対応に当たっては、WHO及び諸外国の関係機関との連携を更に強化し、最新の情報の入手・分析体制を充実させるとともに、都道府県、保健所、検疫所、入

国管理局等の関係各機関相互の情報ネットワークを強化すること。
右決議する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めようとするものである。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲の拡大等を行おうとするものである。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 26. 11. 11可決 参議院 11. 14消費者問題に関する特別委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金制度の導入

- 1 事業者が、自己の供給する商品又は役務の取引について、この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第5条に規定するいわゆる優良誤認表示又は有利誤認表示をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る売上額に100分の3を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、1の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は優良誤認表示と推定する。

二、課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額を減額する制度の導入

一の1の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣総理大臣に報告したときは、課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。

三、返金措置の実施による課徴金の額を減額する等の制度の導入

1 五の通知を受けた者は、商品又は役務の取引を行った一般消費者であって特定されているものからの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に100分の3を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下「返金措置」という。）について、その実施しようとする返金措置に関する計画（以下「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを五の弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 内閣総理大臣は、1の認定をしたときは、一の1にかかわらず、3の期限までの間は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、課徴金の納付を命じることができない。

3 認定事業者は、返金措置の実施の結果について、認定を受けた実施予定返金措置計画の実施期間の経過後1週間以内に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、一の1の場合において、3の報告に基づき、認定事業者による返金措置が認定を受けた実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置により交付した金銭の額を課徴金の額から減額するものとする。

四、課徴金納付義務等

1 課徴金納付命令を受けた者は、一の1等により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 課徴金対象行為がなくなった日から5年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命じることができない。

五、課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与のための手続等の整備

内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明書を提出する機会を与えなければならない。弁明書の提出期限までに相当な期間において、納付を命じようとする課徴金の額等を書面により通知しなければならない。

六、課徴金納付命令の執行のための手続等の整備

1 課徴金納付命令は、文書によって行い、納付すべき課徴金の額等及び納期限（課徴金納付命令書の謄本を発する日から7月を経過した日とする。）を記載しなければならない。

2 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者がいるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。

七、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26.11.18消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を行い、課徴金額の算定率や規模基準の設定等について、必要な見直しを行うこと。

二、自主申告による課徴金額の減額措置については、悪質な事業者に利用されることのないよう、申告が適正なものであるか否かについて厳正な判断を行うこと。

三、返金措置による課徴金額の減額を行う制度は、その運用を公平公正なものとし、消費者の被害回復をできる限り促進する観点から、既に実施されている自主的な返金措置の実態を踏まえ、事業者にとって活用しやすいものとなるよう努めること。

四、課徴金制度の導入に当たっては、違反事例集や運用方針を作成するなどにより、法の趣旨、違

反行為の構成要件の考え方、事業者が表示に際して払うべき注意事項、課徴金算定方法等を事業者に対して丁寧に説明すること。また、不当表示等の解釈については、国際的な動向を踏まえ、その基準の明確化と周知徹底を図るとともに、問合せ窓口の設置などの相談体制を充実させること。

五、課徴金制度の導入に伴う事務量の増大が、措置命令等の執行に影響を及ぼすことがないように、十分な予算を確保し、人員の適正な配置を行い、法の執行体制の強化や都道府県及び関係機関との連携の強化に努めること。

六、事業者団体や消費者団体等による広告・表示の適正化に向けた自主的な取組を促進するため、情報の提供をはじめ、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。また、消費者被害の防止や回復のために行う普及啓発活動等の支援の在り方を引き続き検討すること。

七、全ての不当表示を行政機関のみで監視することは困難であることに鑑み、不当表示の未然防止を図るための手段として、事業者自らが表示の自主ルールを設定を可能とする公正競争規約制度のより一層の普及を促進すること。

右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものである。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第27号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 11. 17文教科学委員会付託 11. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約(以下「条約」という。)の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金の補助その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。

二、文部科学大臣は、条約の規定により算定されている額の拠出金に要する費用に充てるため、各原子力事業者から、毎年度、一般負担金を徴収するものとする。

三、文部科学大臣は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める額を超えた場合は、当該原子力事業者から特別負担金を徴収するものとする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

五、一及び三については、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となった事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償について、適用しないこと。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 11. 17文教科学委員会付託 11. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の原子力損害賠償制度を原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）上の制度と適合させるための法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び求償権に関する特約は書面によるものとする。
- 二、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対して求償権を有するものとする。
- 三、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約又は原子力損害賠償補償契約の解除は、運搬中はできないものとする。
- 四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第29号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、これらの競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講じようとするものである。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第30号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものである。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 26. 11. 6可決 参議院 11. 10法務委員会付託 11. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施する

ため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）を提供させたときは、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 二 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 三 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る二の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、7年以下の懲役又は700万円以下の罰金に処するものとし、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る二の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。
- 四 三に規定するもののほか、二の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益を提供させたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 五 二の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 六 そのほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供し、又は提供させた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。
- 七 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第186回国会閣法第48号)

(衆議院 第186回国会26. 6. 5可決 参議院 第186回国会6. 19厚生労働委員会付託 10. 29本会議可決 衆議院 26. 11. 21可決)

【要旨】

本法律案は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「特定有期雇用労働者」とは、専門的知識等を有する有期雇用労働者（1年間当たりの賃金の額が一定の額以上である者に限る。）であって、当該専門的知識等を必要とする業務（5年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものに限る。以下「特定有期業務」という。）に就くもの（以下「第一種特定有期雇用労働者」という。）及び定年（60歳以上のものに限る。）に達した後引き続き当該事業主等に雇用される有期雇用労働者（以下「第二種特定有期雇用労働者」という。）をいう。
- 二 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針を定め、公表しなければならない。
- 三 事業主は、当該事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。第一種計画には、第一種特定有期雇用労働者が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日、有給教育訓練休暇付与等の措置その他の雇用管理に関する措置の内容等の事項を記載しなければならない。第二種計画には、第二種特定有期雇用労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の雇用管理に関する措置の内容等の事項を記載しなければならない。厚生労働大臣は、当該認定の申請があった場合において、その計画が一定の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 労働契約法第18条第1項の規定の適用については、第一種認定事業主と第一種特定有期雇用労働者との間の契約にあっては、同項中「5年」とあるのは、「特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間（10年を超える場合にあっては、10年）」とし、第二種認定事業主と第二種特定有期雇用労働者との間の契約にあっては、定年後引き続き当該事業主に雇用されている期間は、通算契約期間に算入しない。

五 国は、第一種認定計画に係る雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

六 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】（26.10.28厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、民事上のルールとして定められている無期転換ルールについて行政の関与の下に特例を定めることはあくまで例外であることに鑑み、特例の対象となる専門的知識等を有する有期雇用労働者の具体的要件については、無期転換ルールによる労働者保護の趣旨が損なわれることのないよう、慎重に検討を行うとともに、労使のコンセンサスを得た上で決定すること。その際、特に年収要件については、一般の労働者の賃金水準と比較して相当程度を超える額に設定すること。

二、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、本法の特例の対象となることで、本来全ての労働者に等しく保障されるべき無期転換申込権が制限されることに鑑み、その処遇及び雇用管理については、契約締結時の年収水準以外の社会保険、諸手当、福利厚生、企業内職業訓練等についても、一般の労働者との均衡を考慮したものとなるよう、認定事業主に対し周知徹底を行うこと。

三、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、特定有期業務の期間中の雇用の安定や、労働契約法第19条の趣旨も踏まえて、合理的な理由のない雇止めを回避することが望ましい旨、認定事業主に対し周知徹底すること。

四、特定有期雇用労働者の雇用管理に関する措置についての計画の認定手続については、事業主に過大な負担が生じないよう簡素な仕組みとするとともに、労働者の意見がその計画に適切に反映される仕組みについて十分な検討を行うこと。

五、基本指針の策定に当たっては、女性の活躍推進に向けた就労支援の充実が求められているにもかかわらず、有期雇用労働者の育児休業取得率がいまだ低い状況にあることに鑑み、雇用管理に関する措置の内容に関する事項として、特例の対象となる女性有期雇用労働者の産前産後休業及び育児休業の取得が促進できる環境整備を図ることを明確に示すよう検討すること。あわせて、女性有期雇用労働者に対する妊娠、出産、育児休業取得等を理由とする雇止めの実態について、十分な調査を行い、その結果に基づき適切な対応策を遅滞なく講ずること。

六、無期転換ルールの本格的な適用開始に向けて、労働者及び事業主双方への周知、相談体制の整備等に万全を期すとともに、無期転換申込権発生を回避するための雇止めを防止するため、実効性ある対応策を講ずること。特に、60歳未満から有期労働契約を反復更新しており、高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の対象外となる労働者については、引き続き無期転換ルールにより雇用の安定が図られることが重要であることに十分留意すること。

七、高年齢者については、事業主が継続雇用制度を導入し、定年後に有期労働契約によって引き続き雇用する際は、原則65歳までは契約更新がされるものであるとの高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った適切な雇用管理がなされる必要がある旨の周知徹底を強化するとともに、違反事業主に対する指導等を通じて制度の適正な運用確保に努めること。その上で、本法の特例の対象となる定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者の雇用管理については、65歳以降においてもその雇用が継続できる環境が整備されるよう、認定事業主に対して必要な指導等を行うこと。

八、雇用労働政策の決定や法律の制定改廃に当たっては、ILOの三者構成原則の趣旨を十分に踏まえ、公労使の三者で構成される労働政策審議会において十分な時間を掛けた議論を積み重ねるという原則を変更しないこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案(参第1号)

(参議院 26.11.5財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により、デジタルコンテンツの提供等の取引が日常的に行われるようになってきていること等に鑑み、インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に関し、経済活動に対する中立性及び我が国の課税権を確保する等の観点から、消費税制度における役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に係る基準について必要な見直しを行うとともに、これにより新たに課税対象となる役務の提供に係る課税方式について必要な措置を講ずるものである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 26.11.6農林水産委員長提出 11.7本会議可決 衆議院 11.13可決)

【要旨】

本法律案は、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の特例の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとするものである。

特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特定秘密の保護に関する法律等の廃止等を行おうとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関

する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等教育に係る家計の負担能力の程度が高等教育を受ける機会の確保に影響を与えている状況に鑑み、教育基本法の本質にのっとり、家計の負担能力の程度にかかわらず、意欲及び能力のある者が高等教育を受ける機会を確保することができるようにするため、高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、当該施策の推進を図ろうとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第186回国会参第1号)

(参議院 第186回国会26.6.19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(第186回国会参第13号)

(参議院 第186回国会26.6.19環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めようとするものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(第186回国会参第26号)

(参議院 第186回国会26.6.20環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去、有害動植物の駆除、水産動物の種苗の放流、環境の調査等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討及び特定施設の規制の在り方を含めた新法の規定に関する検討について定める等の措置を講じようとするものである。

女性の健康の包括的支援に関する法律案(第186回国会参第27号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

脳卒中対策基本法案(第186回国会参第28号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因となっているとともに、国民が介護を要する状態等となる主要な原因となっていること等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供等、脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの緊密な連携等が強く求められていることに鑑み、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進するため、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案(第186回国会参第29号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、検査技術の高度化等に対応するため、臨床検査技師が業として行う検体検査の分野を厚生労働省令で定めることとするとともに、衛生検査所の登録に関する基準及び病院等が検体検査の業務を委託する場合における受託者に関する基準として、厚生労働省令で、検体検査の精度管理の方法に関する事項が定められるようにしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 26.11.4可決 参議院 11.11議院運営委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成26年度の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成26年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成27年度以後の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、一については、公布の日から施行し、二については、平成27年4月1日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定は平成26年4月1日から適用すること。
- 四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 26.11.14可決 参議院 11.14北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加する。
- 二、「永住被害者」、「永住配偶者」等の必要な定義規定を置く。
- 三、滞在援助金の支給対象に、帰国し、又は入国した被害者の配偶者、子及び孫を加える。
- 四、国は、永住被害者又は永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、永住被害者又は永住配偶者であって60歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給する。老齢給付金の支給を受けることができる者は、その一部について、一時金の支給を選択することができる。
- 五、国は、永住配偶者であってその配偶者である被害者が65歳に達した後に死亡したもの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給する。
- 六、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給する。
- 七、国は、帰国し、又は入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、追納支援一時金を支給することができる。
- 八、国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から10年を経過した永住被害者又は永住配偶者であってその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、10年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から15年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができる。
- 九、この法律は、平成27年1月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律

案(衆第9号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 14厚生労働委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 検査命令及び販売等停止命令の対象物品に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加える。また、販売等停止命令の対象行為に広告を加える。
- 二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下「厚生労働大臣等」という。）が販売等停止命令をしたときにおいて、その対象となった物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装等からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。
- 三 厚生労働大臣等は、指定薬物又は無承認医薬品の広告禁止規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。
- 四 厚生労働大臣等は、無承認医薬品若しくは指定薬物の広告禁止規定又は販売等停止命令若しくは二による禁止に違反する広告である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。
- 五 特定電気通信役務提供者は、四による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。
- 六 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 七 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(26. 11. 18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、危険ドラッグが覚せい剤や大麻と同等以上の作用を持ち、精神錯乱、死亡等の健康被害、事故等が引き起こされるなど、深刻な社会問題となっている現状に鑑み、危険ドラッグの販売・使用等の更なる実態把握及び調査研究に努めるとともに、インターネット監視体制の充実、関係機関の連携強化を行うこと。
- 二、危険ドラッグの撲滅に向け、その危険性について一層の周知徹底を行うとともに、取締りのための人員及び予算の確保、簡易鑑定方法の確立等の検査体制の整備の推進を図ること。
- 三、危険ドラッグを始めとする薬物全般について、濫用防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発、依存症に関する自助団体への支援を行うとともに、濫用防止及び取締りに資する調査研究の推進を行うこと。

右決議する。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 14厚生労働委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、そ

の者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、特定配偶者等（ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。
- 二 一については、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者及び一親等の尊属についても、適用する。
- 三 特定配偶者等支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 四 租税その他の公課は、特定配偶者等支援金を標準として、課することができない。
- 五 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、六は、公布の日から施行する。
- 六 国は、非入所者の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26. 11. 18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、ハンセン病療養所退所者の死亡後に残された配偶者等に支給される特定配偶者等支援金については、当該配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を重く受け止め、その申請手続や支給事務が円滑かつ滞りなく進むよう格段の配慮を行うこと。
- 二、国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること。
右決議する。

空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆第11号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 17国土交通委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいい、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいうこととする。
- 二 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
- 三 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を定めるものとともに、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 四 市町村長は、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報であって空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができることとする。

- 五 市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 六 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言又は指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令することができることとし、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができることとする。また、所有者等が命令を履行しないとき又は命ずべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができることとする。また、国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、必要な指針を定めることができることとする。
- 七 国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。また、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずるものとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（26.11.18国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)

（衆議院 26.11.18可決 参議院 11.18農林水産委員会付託 11.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国人漁業の規制に関する法律の一部改正

1 本邦の水域における外国人による漁業等の禁止に係る違反に関する罰則の強化

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額の上限を、400万円から3,000万円に引き上げることとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官又は漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）より重い罰則（6月以下の懲役又は300万円以下の罰金）を設けることとする。

二、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正

1 我が国の排他的経済水域における外国人による漁業等の禁止又は許可に係る違反に関する罰則の強化

我が国の排他的経済水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止又は許可に係る違反に関する罰金の額の上限を、1,000万円から3,000万円に引き上げることとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い罰則（300万円以下の罰金）を設けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】（26.11.18農林水産委員会議決）

我が国の領海や排他的経済水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な

取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。
- 二 漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。
- 三 近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗の激化が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。
右決議する。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆第17号)

(衆議院 26. 11. 18可決 参議院 11. 18総務委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、私事性的画像記録とは、性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像の電子データ等をいい、私事性的画像記録物とは、当該画像を記録した写真、電子データに係る記録媒体等をいう。ただし、撮影対象者が第三者に当該画像を見られることを認識の上、撮影を承諾したものは除外する。
- 二、第三者が撮影対象者を特定できる方法で電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。また、この方法で私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も同様とする。さらに、このような行為をさせる目的で私事性的画像記録等を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 三、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関し、撮影対象者等からの削除の申出に基づき、特定電気通信役務提供者が画像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除の照会に係る不同意の申出の期限を7日から2日に短縮する特例を設ける。
- 四、国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずる。
- 五、国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び啓発活動の充実を図る。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して20日を経過した日から、三は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(26. 11. 18総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、私事性的画像記録の提供等の被害に関し、件数等の実態把握に努めること。
- 二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。
- 三、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復が著しく困難となることに鑑み、プロバイダ等による私事性的画像記録等の削除が迅速かつ適正に行われるよう、必要な要請や支援を行うこと。

- 四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関、民間企業等と連携して必要な教育活動及び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。
- 五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどした場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の取組を強化すること。
- 六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であることを認識していない第三者が第3条第1項から第3項までの行為を行った場合、罪を被らないように配慮すること。
右決議する。

サイバーセキュリティ基本法案(第186回国会衆第35号)

(衆議院 第186回国会26. 6. 13可決 参議院 第186回国会6. 20内閣委員会付託 10. 29本会議可決 衆議院 11. 6可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応すること等を旨として、行われなければならない。

二、サイバーセキュリティ戦略

- 1 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。
- 2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項等について定める。
 - イ サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針
 - ロ 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項
 - ハ 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

三、基本的施策

国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進、民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進、多様な主体の連携、犯罪の取締り及び被害の拡大の防止、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応、産業の振興及び国際競争力の強化、研究開発の推進、人材の確保、教育及び学習の振興、普及啓発、国際協力の推進等について、国は必要な施策を講ずる。

四、サイバーセキュリティ戦略本部

- 1 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）、サイバーセキュリティ戦略副本部長及びサイバーセキュリティ戦略本部員をもって組織し、本部長は内閣官房長官をもって充てる。
- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - ロ 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。
 - ハ 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価に関すること。
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

- 3 本部長は、2のロからニまでの評価又は4により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。また、勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。
- 4 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供するほか、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26.10.23内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。
- 二 サイバーセキュリティ戦略本部と内閣情報通信政策監との連携の下、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的実施すること。
- 三 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、高度情報通信ネットワークの特性を踏まえた総合的な視点から策定すること。
- 四 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。
- 五 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。
- 六 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。
- 七 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。
- 八 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。
右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第186回国会衆第41号)

（衆議院 第186回国会26.6.19可決 参議院 第186回国会6.19厚生労働委員会付託 11.12本会議可決 衆議院 11.14可決）

【要旨】

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できること

としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円に引き上げる。
- 二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。
- 三 社会保険労務士法人は、二の事務の委託を受けることができる。
- 四 社会保険労務士は、社員が1人の社会保険労務士法人の設立をすることができる。
- 五 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（26.11.11厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的の価額の引上げについては、特定社会保険労務士が代理業務を行う紛争件数の増加や紛争事案の高度化・複雑化が見込まれることから、紛争解決手続代理業務に必要な知識、実務能力の向上を図るための教育・研修体制の充実に努めること。
- 二、訴訟代理人の補佐人制度の創設については、個別労働関係紛争に関する知見の有無にかかわらず全ての社会保険労務士を対象としていることから、その職務を充実したものとするため、社会保険労務士試験の内容の見直しや対審構造での紛争解決を前提とした研修などのほか、利益相反の観点から信頼性の高い能力を担保するための措置を検討すること。また、補佐人としての業務が能力に基づき適切に行われるよう指導を徹底すること。
- 三、社会保険労務士の業務範囲が大幅に拡大することから、不適切な事例を防止するため、全国社会保険労務士会連合会に置かれている綱紀委員会や苦情処理相談窓口の機能強化・充実が図られるよう必要な措置を講ずること。また、社会保険労務士法第25条の2又は第25条の3の規定により厚生労働大臣が行う懲戒処分については、適正かつ厳格に実施すること。さらに、同法第25条の3の2第1項の規定による社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会の通知については、適正かつ厳格な実施の徹底が図られるよう指導すること。
- 四、社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。
- 五、社会保険労務士法が労働者の権利保護に極めて大きな影響を与えることに鑑み、今後の政府による法改正に当たっては、公労使の代表を委員とする労働政策審議会を経て、その結果を反映させること。
右決議する。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第186回国会衆第45号)

(衆議院 第186回国会26.6.19可決 参議院 第186回国会6.19厚生労働委員会付託 11.19本会議可決 衆議院 11.21可決)

【要旨】

本法律案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【附帯決議】（26.11.18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的に価値のある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。
- 二、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めること。
- 三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的中立性の確保に取り分け配慮すること。

右決議する。

条 約

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 26.10.31承認 参議院 10.31外交防衛委員会付託 11.7本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とオーストラリアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2014年（平成26年）7月8日にキャンベラで署名されたものである。

この協定は、前文、本文274箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書1の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

冷蔵牛肉について15年、冷凍牛肉について18年かけて段階的に関税を引下げ（輸入数量の合計が一定数量を超えた場合には特別セーフガード措置をとることができる）。原料用のナチュラルチーズについて関税割当てを設定（一定量の国産品使用を条件に枠内税率は無税とする。関税割当数量は段階的に拡大する）

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時から11年目までの間に撤廃

2 オーストラリアによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

全ての品目について関税を即時撤廃

ロ 鉱工業品

大部分の品目について関税を即時撤廃。自動車等について関税を即時から5年目までの間に撤廃

二、原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置及び特定の農産品について一定の条件の下においてのみとられる特別セーフガード措置等について定める。

三、原産地規則について定め、原産地証明書又は原産地証明文書を原産地に関する証拠書類とする。

なお、産品の輸入者、輸出者又は生産者について、原産地証明文書を作成することを認める。

四、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

五、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

六、一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出等の禁止又は制限を導入し、又は維持しないよう努める。また、当該禁止又は制限を採用する意図を有するときは、これを必要な範囲に限定するよう努める。

七、各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出規制措置を導入し、又は維持しないよう努める。

また、協定の効力発生の日以後に一般に適用されるエネルギー・鉱物資源規制措置を導入するに当たり、自国の法令に従い秩序ある衡平な方法で当該措置を実施すること等を定める。

八、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

十、各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持す

る。

十一、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

十二、各締約国は、競争を促進するために適当と認める措置をとる。また、消費者の保護について協力する。

十三、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定に規定する例外を除き、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与える。

十四、一方の締約国は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与える。

十五、両締約国は、経済関係を緊密化するために協力し、適切な措置をとるよう努める。

十六、この協定の実施、解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続について定める。

十七、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 26. 11. 13承認 参議院 11. 13外交防衛委員会付託 11. 19本会議承認)

【要旨】

原子力損害の賠償については、1986年(昭和61年)にチェルノブイリ原子力発電所で事故が生じた後、既存の制度の強化等を検討する機運が世界的に高まった。これを受け、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)において原子力損害についての責任に関する常任委員会が開催され、一定水準以上の賠償が迅速に行われるよう、各締約国が自国の原子力損害賠償制度に反映すべき基本的な事項や国際的な裁判管轄権の調整等を定め、国内の原子力賠償制度上の責任上限額を超える損害を全ての締約国が拠出する資金により一定程度補償する制度を持つ条約の起草作業が行われた。その結果、この条約は、1997年(平成9年)9月にIAEAにおいて開催された外交会議において採択された。

この条約は、前文、本文27箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、ウィーン条約(1963年5月21日の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約(同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。))若しくはパリ条約(1960年7月29日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約(同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。))のいずれかを実施する国内法令又はこの条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。この条約の締約国であって、ウィーン条約又はパリ条約のいずれの締約国でもないものは、自国の国内法令が附属書の規定に適合することを確保する。附属書においては、原子力施設の事業者は原子力損害について無過失責任を負うこと、原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は責任を負う事業者に対してのみ行使することができること等が規定されている。

二、一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償に対し、原子力施設が自国の領域内に所在する締約国等(以下「施設国」という。)は、3億SDR、又は3億SDR以上の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保する。

三、前記二に従って利用可能とされる金額に加え、締約国は、この条約に規定する計算式に従って公的資金を利用可能とする。この資金は、締約国の領域内において生ずる原子力損害、締約国を旗国とする船舶内において生ずる原子力損害、締約国の国民が受ける原子力損害等に使用する。また、当該資金の50パーセントに相当する金額は、施設国の内外で生ずる原子力損害に係る請求について賠償又は補償を行うために利用可能とする。

四、前記二及び三に基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。

五、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。

六、この条約、ウィーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に依り適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある裁判所が属する国の法令とする。

七、この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉等により紛争を解決するために協議する。紛争が協議の要請から6箇月以内に解決することができない場合には、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁又は国際司法裁判所に付託する。

八、この条約は、5以上の国であって、その原子力設備容量の合計が40万単位以上となるものが批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる。

なお、我が国は、この条約の締結に当たり、この条約中の原子力施設及び少量の核物質についての適用除外に関する規定並びに原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、又は原子力施設に送付される核物質に係る原子力事故により生ずる原子力損害及び原子力施設と同一の敷地にある財産に生ずる原子力損害についての事業者の責任に関する規定について所要の留保を付することとしている。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から26年1月7日までの間に使用を決定した金額は254億円で、その内訳は、汚染水対策に必要な経費205億円、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費15億円、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費11億円などである。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円のうち、平成25年12月9日に使用を決定した金額は5億円で、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

平成25年6月25日から同年11月29日までの間に決定した経費増額総額は68億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費等の増額30億円、同道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費等の増額23億円、同港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費等の増額14億円である。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円（使用残額8,621億円）のうち、平成26年3月19日に使用を決定した金額は1億円で、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

決算その他

平成二十五年一般会計歳入歳出決算、平成二十五年特別会計歳入歳出決算、平成二十五年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十五年政府関係機関決算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

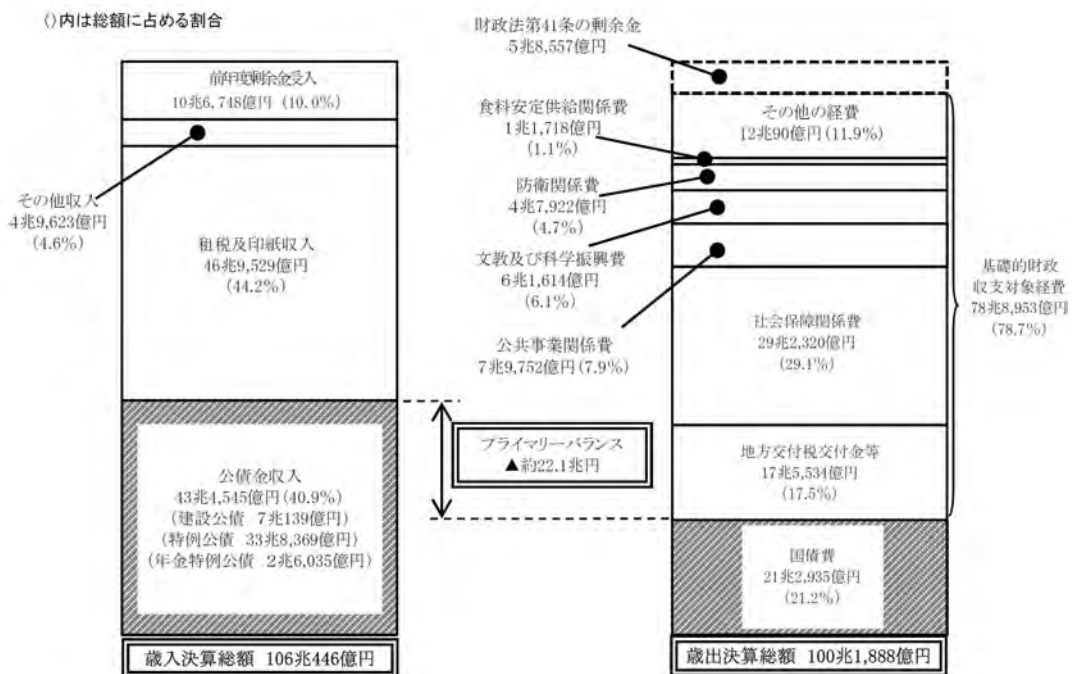
平成二十五年一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は106兆446億円、歳出決算額は100兆1,888億円であり、差引き5兆8,557億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定による控除額(197億円)を除き、財政法第41条の規定により、平成26年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,493億円である。

平成二十五年特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は422兆8,505億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は382兆7,169億円である。

平成二十五年国保税納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は58兆1,085億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円であるため、差引き7,187億円の剰余を生じた。

平成二十五年政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,473億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆1,333億円である。

〈平成二十五年一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成25年度決算の説明」より作成

平成二十五年国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十五年国有財産増減及び現在額総計算書における25年度中の国有財産の差引純減少額は

4,416億円、25年度末現在額は104兆8,131億円である。

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書における25年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は93億円、25年度末現在額は1兆262億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。